

法学委員会分科会の設置について

分科会等名： ジェンダー法分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員または連携会員
3	設置目的	ジェンダー法学会等を中心とした活動により、法学分野の諸課題のジェンダー視点による再検討が進められてきたが、なお、課題は多い。とくに、ジェンダー法研究者の育成やジェンダー法学教育のあり方については、いっそうの検討が必要とされている。日本学術会議では、第一部を中心に領域横断的な「ジェンダー研究分科会」(仮称)の設置が予定されており、それと連携して活動するためにも、ジェンダー法分科会を設置して法学の観点からこの問題を検討していくことが必要である。
4	審議事項	1. ジェンダー法学教育・ジェンダー法研究者育成の課題 2. ジェンダー法研究方法論の検討 3. 学術分野とジェンダーなどに係る審議に関すること
5	設置期間	時限設置 常設
6	備考	